

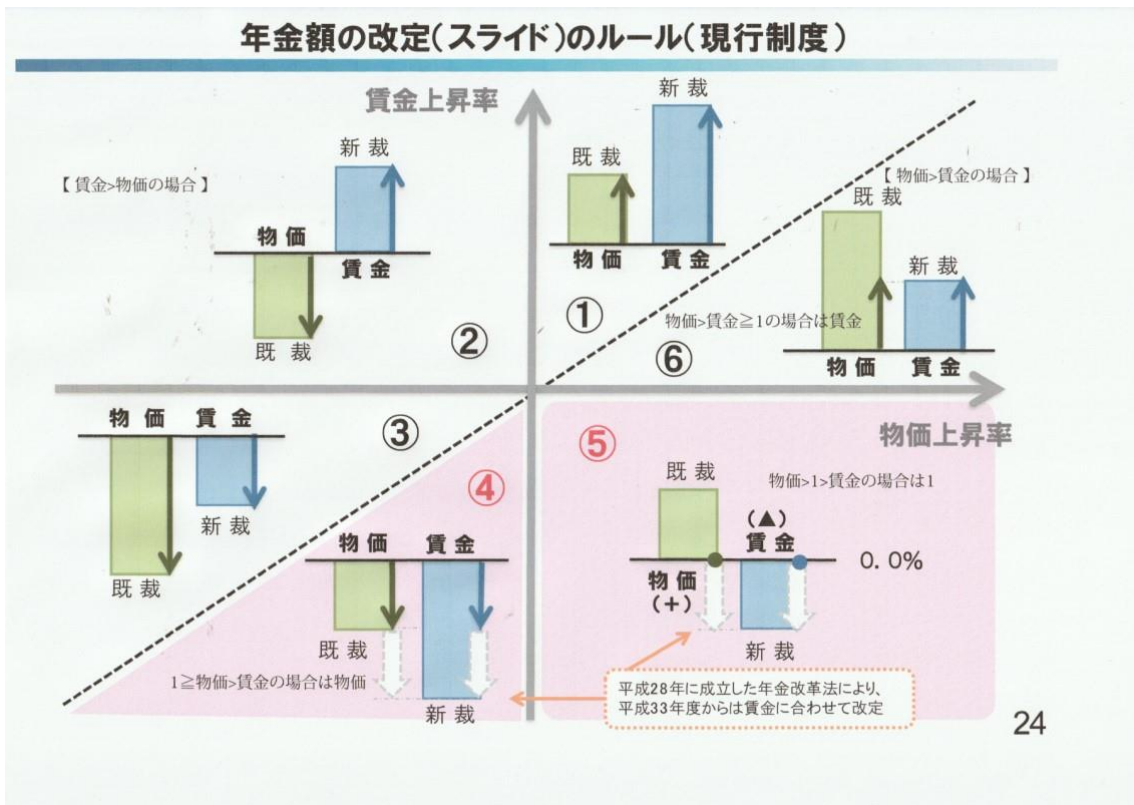
年金額の改定の経緯について

(平成12年度から平成14年度までの年金額について)

平成11年から平成13年までは、いずれの年も対前年比で物価変動率が下落(合計▲1.7%)しましたが、「物価スライド特例措置(特例水準)」により、物価スライド率を **1.000** とすることで、平成12年度から平成14年度までは減額改定は実施せず、当時の法が定める本来の年金額(804,200円)が実際の年金額となりました。

(平成15年度から平成18年度までの年金額について)

各前年の対前年比物価変動率が下落した場合には、それに合わせて引き下げるよう法律で定められていたことから、それに従って、据置きとなった平成17年度を除き、各年度の前年の対前年比物価変動率に合わせて引き下げられました。つまり、改定率の経緯としては $1 \times 0.991 = 0.991$ 、 $0.991 \times 0.997 \approx 0.988$ 、 $0.988 \times 1.000 = 0.988$ 、 $0.988 \times 0.997 \approx 0.985$ となりました。



※ 厚生労働省ホームページより引用

(平成19年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+0.3%)が名目手取り賃金変動率(±0%)を上回り、かつ、名

目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率(±0%)で改定することが法律で定められていることから、従って、前年度からの据置きとなりました。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。つまり、改定率としては $0.985 \times 1.000 = 0.985$ となりました。

(平成 20 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(±0%)が名目手取り賃金変動率(▲0.4%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率(±0%)で改定することが法律で定められていることから、従って、前年度からの据置きとなりました。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。つまり、改定率としては $0.985 \times 1.000 = 0.985$ となりました。

(平成 21 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+1.4%)が名目手取り賃金変動率(+0.9%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、名目手取り賃金変動率(+0.9%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。しかし、平成 12 年度から平成 14 年度までの間、物価が下落しても年金額の減額改定を実施しなかったことから、平成 16 年改正による年金額水準(本来水準)より合計 1.7%分が嵩上げされた額(特例水準)が支給されてきました。当該 1.7%分は物価が上昇しても年金額を据え置く方法である「物価スライド特例措置」により徐々に解消していくことになりました。なお、平成 21 年度については、上記の措置により年金額が前年度からの据置き(つまり、改定率としては $0.985 \times 1.000 = 0.985$)となったことから、当該+0.9%分は上記嵩上げ分(特例水準)に充当される結果となり、結果的には、嵩上げ分(特例水準)は 0.8%まで圧縮されることになりました。

(平成 22 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(▲1.4%)が名目手取り賃金変動率(▲2.6%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、物価変動率(▲1.4%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。しかも、前年の対前年比物価変動率が(▲1.4%)となったものの、法律で直近の年金額の引き下げの年である平成 17 年の物価水準(▲0.3%)よりも物価が下がった場合には、これに応じて年金額を改定することになっていました。しかし、平成 17 年▲0.3%、平成 18 年+0.3%、平成 20 年+1.4%、平成 21 年▲1.4%という経緯から差引 0%となり、平成 17 年の物価水準から見ると、0.3%上回った状況と言えることから、前年度からの据置き(つまり、

改定率としては $0.985 \times 1.000 = 0.985$ となりました。ただ、嵩上げ分(特例水準)としては、前年度とは逆に増えることになり、結果的には、2.2%に上昇することになりました。

(平成 23 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(▲0.7%)が名目手取り賃金変動率(▲2.2%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、物価変動率(▲0.7%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。そして、平成 17 年の物価水準(▲0.3%)より 0.4%下回ったため、年金額としては前年度からは▲0.4%となりました。つまり、改定率としては $0.985 \times 0.996 \doteq 0.981$ となりました。なお、嵩上げ分(特例水準)としては、 $0.7\% - 0.4\% = 0.3\%$ 分が増えることになり、結果的には、2.5%に上昇することになりました。

(平成 24 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(▲0.3%)が名目手取り賃金変動率(▲1.6%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、物価変動率(▲0.3%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。前年の対前年比物価変動率がさらに▲0.3%となったため、年金額としては前年度からは▲0.3%となりました。つまり、改定率としては $0.981 \times 0.997 \doteq 0.978$ となりました。なお、嵩上げ分(特例水準)としては、2.5%のままとなりました。

(平成 25 年 4 月から 9 月までの年金額について)

前年の対前年比物価変動率(±0%)が名目手取り賃金変動率(▲0.6%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、物価変動(±0%)率をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。前年の対前年比物価変動率が±0%と変動がなかったことから、当該期間の年金額としては前年度からの据置き(つまり、改定率としては $0.978 \times 1.000 = 0.978$)となりました。なお、嵩上げ分(特例水準)である 2.5%分については、当該特例水準を段階的に解消するための法律が成立し、平成 25 年 10 月から施行されることになりました。

(平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの年金額について)

平成 24 年の対前年比物価変動率が±0%と変動がなかったものの、特例水準の段階的な解消スケジュールに基づき、先ず、当該期間の年金額としては平成 25 年 4 月から 9 月までの年金額に比し 1%減額されることになりました。つまり、改定率としては

0.978*0.990≒0.968 となりました。なお、嵩上げ分(特例水準)としては、2.5%-1%=1.5%となりました。

(平成 26 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+0.4%)が名目手取り賃金変動率(+0.3%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、名目手取り賃金変動率(+0.3%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。しかし、名目手取り賃金変動率(0.3%)による改定に、嵩上げ分(特例水準)の段階的な解消分(▲1.0%)を加えた改定によることとされました。従って、年金額としては、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの年金額に比し 0.7%減額されることとなりました。つまり、改定率としては $0.968*1.003*0.990 \div 0.961$ となりました。なお、嵩上げ分(特例水準)としては、2.5%-1%-1%=0.5%となりました。

(平成 27 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+2.7%)が名目手取り賃金変動率(+2.3%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、名目手取り賃金変動率(+2.3%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。特例水準の段階的な解消(▲0.5%)と H16 年改正による年金額の改定(+2.3%)と マクロ経済スライドによる調整(▲0.9%)(特例水準が解消され次第実施する旨法律に規定されていたもの)という具合に複雑な仕組みになっていますが、平成 27 年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額になることから、改定率として $0.985(\text{平成 26 年度の本来水準の改定率}) * 1.023 * 0.991 \div 0.999$ (つまり、+1.4%) となりました。また、平成 26 年度の特例水準の改定率から見ると、改定率としては $0.961(\text{平成 26 年度の特例水準の改定率}) * 0.995 * 1.023 * 0.991 = 0.970$ (つまり、+0.9%) となりました。なお、平成 27 年度をもって、嵩上げ分(特例水準)は完全に解消されました。

(平成 28 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+0.8%)、名目手取り賃金変動率が(▲0.2%)となる場合には、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑤に該当することから改定は行われず、また改定が行われない場合には、さらには現役世代の保険料負担能力の低下も踏まえて、マクロ経済スライドによる調整(▲0.7%)も行われませんでした。従って、H27 年度からの据置き(つまり、改定率としては $0.999*1.000=0.999$)となりました。

(平成 29 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(▲0.1%)が名目手取り賃金変動率(▲1.1%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、物価変動率(▲0.1%)をもって改定されることになります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当します。そして、マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、平成 29 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整(▲0.5%)は行われませんでした。従って、物価変動率(▲0.1%)によって改定されることになりました。つまり、改定率としては $0.999 \times 0.999 \doteq 0.998$ となりました。

年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① **マクロ経済スライド**について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、**名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整**。【平成30年4月施行】
- ② **賃金・物価スライド**について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、**賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底**。【平成33年4月施行】

1) **マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し** (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整 (高齢者の年金の名目下限は維持)

2) **賃金・物価スライドの見直し** (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

13

※ 厚生労働省ホームページより引用

(平成 30 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+0.5%)、名目手取り賃金変動率が(▲0.4%)となる場合には、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑤に該当することから改定は行われず、また改定が行われない場合には、さらには現役世代の保険料負担能力の低下も踏まえて、マクロ経済スライドによる調整(▲0.3%)も行われませんでした。従って、H29 年度から据え置かれる(つまり、改定率としては $0.998 \times 1.000 = 0.998$) ことになりました。なお、調整されなかったマクロ経済スライドによる調整分(▲0.3%)については、「キャリアオーバー制度」の適用(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)により翌年度に繰り

越されることになりました。

(令和1年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+1.0%)が名目手取り賃金変動率(+0.6%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、名目手取り賃金変動率(+0.6%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、R1年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整が行われることになり、H30年度分の未調整分(▲0.3%)とR1年度分の調整分(▲0.2%)とを合わせて▲0.5%が調整されることになりました。従って、最終的には、 $0.6\% - 0.5\% = 0.1\%$ 増の改定となりました。つまり、改定率としては $0.998 * 1.006 * 0.997 * 0.998 \doteq 0.999$ となりました。

(令和2年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+0.5%)が名目手取り賃金変動率(+0.3%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、従って、本来であれば、名目手取り賃金変動率(+0.3%)をもって改定されることとなります。「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、R2年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整が行われることになり、R2年度は▲0.1%が調整されることになりました。従って、最終的には、 $0.3\% - 0.1\% = 0.2\%$ 増となりました。つまり、改定率としては $0.999 * 1.003 * 0.999 \doteq 1.001$ となりました。

(令和3年度の年金額について)

前年度までは、前年の対前年比物価変動率($\pm 0\%$)が名目手取り賃金変動率(▲0.1%)を上回り、かつ物価変動率が $\pm 0\%$ 以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていたことから、従って、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当し、物価変動率($\pm 0\%$)をもって改定されることになっていましたが、令和3年度からの「年金額の改定ルール」の施行(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)により、支え手である現役世代(保険料を負担している世代)の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合でも、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されることとなります。従って、令和3年度については、名目手取り賃金変動率(▲0.1%)をもって改定されることになりました。また、マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、令

令和 3 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったことになり、その未調整分(▲0.1%)は翌年度以後に繰り越されることになりました。つまり、改定率としては $1.001 \times 0.999 \doteq 1.000$ となりました。

(令和 4 年度の年金額について)

令和 2 年度までは、前年の対前年比物価変動率(▲0.2%)が名目手取り賃金変動率(▲0.4%)を上回り、かつ物価変動率が±0%以下の場合には、年金額は物価変動率で改定することが法律で定められていたことから、従って、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では④に該当し、物価変動率(▲0.2%)をもって改定されることになっていましたが、令和 3 年度からの「年金額の改定ルール」の施行により、支え手である現役世代(保険料を負担している世代)の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合でも、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されることになりました。従って、令和 4 年度についても、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)をもって改定されることになりました。また、マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、令和 4 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったことになり、その未調整分(▲0.2%)は翌年度以後に繰り越されることになりました。つまり、改定率としては $1.000 \times 0.996 = 0.996$ となりました。

(令和 5 年度の年金額について)

令和 5 年度は、名目手取り賃金変動率(+0.28%)>物価変動率(+2.5%)となった近年に近い状況となりました。この場合には、「原則的な改定」に従い、「新規裁定者(68 歳に達する年度前にある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「名目手取り賃金変動率」で、「既裁定者(68 歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「物価変動率」で、受給権者の年齢に応じて個別に改定率の改定を行うことになりました。そして、マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、R5 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整が行われることになり、R5 年度は▲0.3%が調整されることになりました。さらに、令和 3 年度分の未調整分(▲0.1%)と R4 年度分の未調整分(▲0.2%)とを合わせて、合計で▲0.6%調整されることになりました。

・「新規裁定者(68 歳に達する年度前にある受給権者)」の場合

改定率としては $0.996 \times 1.028 \times 0.997 \times 0.999 \times 0.998 \doteq 1.018$ となります。

・「既裁定者(68 歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合

改定率としては $0.996 \times 1.025 \times 0.997 \times 0.999 \times 0.998 \doteq 1.015$ となります。

(令和 6 年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+3.2%)が名目手取り賃金変動率(+3.1%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、名目手取り賃金変動率(+3.1%)をもって改定されることとなります。また、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、R6年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整が行われることになり、R6年度は▲0.4%が調整されることになりました。従って、最終的には、 $3.1\% - 0.4\% = 2.7\%$ 増となりました。ただ、前年度における年金額の改定率が、「新規裁定者(68歳に達する年度前にある受給権者)」の場合では1.018、「既裁定者(68歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合では1.015となっていたことから、前者では、当該年度の年金額の改定率としては $1.018 \times 1.031 \times 0.996 \div 1.045$ 、後者のそれでは、 $1.015 \times 1.031 \times 0.996 \div 1.042$ となります。

(令和7年度の年金額について)

前年の対前年比物価変動率(+2.7%)が名目手取り賃金変動率(+2.3%)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合には、年金額は名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められていることから、名目手取り賃金変動率(+2.3%)をもって改定されることとなります。また、「年金額の改定のルール(現行制度)」(上方画像(PDF 添付)ご参照下さい)では⑥に該当します。マクロ経済スライドによる調整は賃金や物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。従って、R7年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整が行われることになり、R7年度は▲0.4%が調整されることになりました。従って、最終的には、 $2.3\% - 0.4\% = 1.9\%$ 増となりました。ただ、前年度における年金額の改定率が、「新規裁定者(68歳に達する年度前にある受給権者)」の場合では1.045、「既裁定者(68歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合では1.042となっていたことから、前者では、当該年度の年金額の改定率としては $1.045 \times 1.023 \times 0.996 \div 1.065$ 、後者のそれでは、 $1.042 \times 1.023 \times 0.996 \div 1.062$ となります。